

介護支援専門員証更新・交付のための研修フローチャート（平成30年1月 兵庫県介護保険課）

- ・更新や再交付に必要な研修は、介護支援専門員としての実務経験の有無や前回の証更新状況により異なります。
- ・今後、介護支援専門員として実務に従事する予定がない場合、更新する必要はありません。
（有効期限経過後、様式第8号により介護支援専門員証を返納してください。
登録は残るので、有効期間内の証を必要とされる前までに再研修を修了すれば、証交付申請が可能となります。）
- ・研修を修了しただけでは更新したことにはなりません。必ず兵庫県へ証交付のための申請手続きをしてください。

証の有効期間や、更新のための研修受講履歴、今後の受講計画については、ご自身でしっかり管理・検討をお願いします。

兵庫県からの
お願いです。



更新希望者向け フローチャート

※要確認※ 更新を希望する場合、研修修了日までに専門員証の有効期間が切れることなく、更新手続きが可能であることが前提です！

前回証更新時の研修が、

- ・専門研修Ⅱまたは更新研修A(後期)の方
- ・専門Ⅰまたは更新A(前期)と、専門Ⅱまたは更新A(後期)の方

・初回更新の方

- ・前回証更新時の研修が更新研修B(実務未経験者向け)の方
- ・現在の証が、再研修修了により交付された方

現在の証交付以降、実務に従事した経験がありますか。

はい

申し込み時点で実務に就いており、かつ実務経験が通算3年以上ありますか。

はい

専門研修課程Ⅱ
(33.5時間)

いいえ

更新研修B(実務未経験者)
【54時間】

更新研修A(後期)
(33.5時間)
専門Ⅱと同内容

<注意事項>

- ※「実務経験期間」とは、現在お持ちの証の交付日以降の通算期間です。
- ※「実務につく」「実務経験」とは、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成業務に従事(ケアプラン・予防プランの作成)した経験をいいます。居宅介護支援事業所の管理者については、管理者としての期間も実務経験があると認められます。一方、要介護認定の調査業務や連絡調整のみを行っている場合は、実務経験には含まれません。
- ※対象者は、原則として兵庫県登録の方となります。
(他府県登録の方は、登録府県にお問い合わせください。)
- ※①と②両方を受講の場合、平成28年度以降、①⇒②の順の受講を要します。
- ※更新研修A・Bとも、有効期間満了日のおおむね2年前より申し込みます。

現在の証交付以降、実務に従事した経験がありますか。

はい

申し込み時点で実務に就いており、かつ実務経験が通算6か月以上ありますか。

はい

① 専門研修課程Ⅰ
(57.5時間)

申し込み時点で実務に就いており、かつ実務経験が通算3年以上ありますか。

はい

② 専門研修課程Ⅱ
(33.5時間)

いいえ

① 更新研修A(前期)
(57.5時間)
専門Ⅰと同内容

いいえ

② 更新研修A(後期)
(33.5時間)
専門Ⅱと同内容

有効期間満了者向け
フローチャート

- ・専門員証の有効期間が満了した方
- ・左記更新研修等では、研修中に有効期間が満了する方

再研修【54時間】

原則、有効期間満了者

再研修修了後より、専門員証の交付申請手続きが可能です。

(有効期間が切れた専門員証をお持ちの方は、様式第8号とともに証の返納が必要です。)

【問い合わせ先】
証の更新方法及び手続き等は...
兵庫県介護保険課 計画調整班
TEL078-341-7711(代表)
(内線3109)

専門研修・更新研修・再研修は...
兵庫県社会福祉研修所
TEL078-367-5211
(平日9~17時)